南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

南加賀広域圏事務組合管理者 和 田 愼 司 (署名)

南加賀広域圏事務組合条例第3号

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

南加賀公設地方卸売市場業務条例(昭和58年南加賀広域圏事務組合条例第2号)の一部 を次のように改正する。

別表第3中

Γ

水産冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき	月額	A 2,310円 2,100円	В
----------	------------	----	--------------------	---

」を

			1-1・3号室	1,800円
水産冷蔵庫A使用料	1立方メートルにつき	月額	1-2号室	1,500円
			2号室	6,400円
水産冷蔵庫B使用料	1平方メートルにつき	月額		2,100円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。